資金移動業の廃止の公告

　当社は、令和　　　年　　月　　　日をもって資金移動業を廃止することといたしました。

　資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、完了が必要な為替取引はございません。

　以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

日本県官報販売所株式会社

代表取締役　日本　太郎

茶字は掲載日になります。

廃止する日の三十日前までに公告する。